

令和2年度（2020年度）港区食品衛生監視指導計画（案）の概要

港区では食品衛生法に基づき、「令和2年度（2020年度）港区食品衛生監視指導計画」を策定しました。その概要は以下のとおりです。

1 実施体制

みなと保健所生活衛生課を中心に、必要に応じて区関係課、東京都、厚生労働省、農林水産省、消費者庁及び他自治体と連携して監視指導を実施します。

2 主な監視指導事業

（1）食中毒対策

区は全国でも有数の飲食店店舗数を有し、集客力の大きな大規模商業ビルも再開発等により続々と建設され、今後も予定されています。一方で、こうした集客施設においては食中毒等事故発生時には被害も大きく、重点的な監視指導が必要です。季節ごとに食品を取扱うイベント等が開催されることも多く、特に留意して監視指導を実施します。

食中毒対策としては、全国の食中毒発生件数の上位を占めるカンピロバクター、ノロウイルス及び寄生虫のアニサキスへの対策を中心に、普及啓発及び監視指導を実施します。

（2）違反食品等の対策

食品の成分規格違反、添加物の不適正使用、不適正表示及び異物混入などにより引起こされる健康被害を未然に防止するため、輸入及び製造から販売までを含めた監視指導を実施します。

また、区内の大手食品メーカーや輸入事業者等の食品等事業者を対象としたシンポジウムを開催し、輸入食品・広域流通食品等に関する自主管理体制の構築を支援します。

さらに、食品による深刻な健康被害が懸念される事例を探知した際には、関係機関と連携しながら、迅速な原因究明と被害拡大防止を図ります。

3 監視指導、検査及び措置

（1）監視指導予定

31,372軒の監視対象施設に対し、18,000件の監視指導を実施します。

（2）収去検査

検査目的に応じて、区内の食品製造施設や販売店、飲食店等から食品等を抜き取り、細菌検査や化学検査を実施し、食品等の汚染状況や規格基準等の遵守状況を確認します。

(3) 一斉監視指導

重点監視対象とする給食提供施設や大規模飲食店及び製造・販売業に対する一斉監視指導を実施します。また、東京都、厚生労働省及び消費者庁と連携して監視指導を実施するほか、有害食品の発生等緊急を要する場合は、緊急監視を実施して有害食品を排除します。

(4) 違反又は不良食品等を発見した場合の対応

違反又は不良食品等を発見した場合、改善指導や販売禁止等必要な措置を行い、必要に応じて区民へ情報を提供します。

4 食品等事業者による自主衛生管理の推進

港区食品衛生推進員との協働やみなと食品衛生協会の自主衛生管理推進事業を支援します。

5 区民・事業者・行政間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）

区民、事業者からの食品に関する衛生面、安全性に関する相談を随時受け、適切に情報を提供します。また、食中毒等の注意喚起や食品の衛生面、安全性に関して、区民、事業者と意見交換する場を設け、食品衛生に関する普及啓発活動を行います。

6 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上

食品等事業者を対象にした食品衛生実務講習会を実施し、食品衛生に関する情報提供を行います。また、保健所に所属する食品衛生監視員に対しても研修や学会の積極的参加を促し、資質向上を図ります。

この計画（案）についてのご意見を募集しています

令和2年度（2020年度）港区食品衛生監視指導計画作成の参考とさせていただくため、この計画（案）についてのご意見を募集しています。

下記の要領で実施していますので、よろしくご協力をお願いします。

● 対象

- ・港区にお住まいの方
- ・港区内の会社や事業所にお勤めの方
- ・港区内の学校等に通学している方

● 募集期間

令和2年1月11日（土）から令和2年2月10日（月）まで

● ご意見の提出方法

- ・直接ご持参いただく場合 ⇒ 受付：〒108-8315
港区三田1-4-10
みなと保健所生活衛生課（5階）
食品安全推進担当
- ・郵送でお送りいただく場合 ⇒ 宛先：〒108-8315
港区三田1-4-10
みなと保健所生活衛生課
食品安全推進担当
- ・ファクシミリの場合 ⇒ 送信先：みなと保健所生活衛生課
食品安全推進担当
ファクシミリ：03-3455-4470
- ・インターネットを利用する場合 ⇒ 港区公式ホームページ
<http://www.city.minato.tokyo.jp>
「施策・計画に対するご意見」の電子掲示板に書き込みが出来ます。

● その他

- ・お寄せいただいたご意見は、内容を確認後、港区公式ホームページ上で公表します。ただし、お名前と連絡先等はすべて非公開とさせていただきます。
- ・確認等のため、区の担当者から直接ご連絡させていただくことがあります。
- ・ご意見の記述は、日本語のみとさせていただきます。
- ・ご意見やご質問に対しては、募集期間終了後に全体的なコメントを掲載します。